

農業土木を 支えてきた人々

高多久兵衛と農業基盤整備

中 川 健*

土地改良法の前身である耕地整理法（明治32年）は、いわゆる区画整理方式でいう、石川方式の創始者高多久兵衛と、静岡方式の鈴木浦八（静岡県磐田郡富岡村加茂西）の偉業が大きく影響していることはいずれの文献にも論じられている。

久兵衛は嘉永4年（1851年）、安原村上安原（現在金沢市上安原町）に生れた。

当時の上安原村は手取川扇状地末端にあり、日本海の砂丘の背後地で、地下水が高い湿田地帯で、上安原地沿いを流れる安原川のハンラン地帯でもあった。事実、地下水の自噴は近年の高度経済成長期まであって、その後、扇状地上流部の工場や住宅団地の造成とともに、その姿が消えていった。また、安原川も昭和23年度からの県営カンガイ排水事業によって改修された。

高多家は、享和2年（1802年）に本谷家（田区改正当時4番目の地主、8町5反所有）から約1町歩を持って分家し、次第に所有を増し、文化10年（1813年）質屋、後に白米小売商を始め、4代目には前田家から帯刀を許され、幕末には約20町歩を所有する大農となった。

久兵衛は、高多家の6代目として家督を継ぎ、約20町歩の内、2町歩を自作していたが、明治15年には質屋、米小売業をやめ、明治初期から、郡・県の農業・教育の委員になり、明治22年町村合併で安原村村長となっている（在職年間4年5カ月）。明治38年には自作もやめ、7代目は北陸企業銀行取締役となっている。久兵衛の田区改正は明治21年37才の時のことであった。

当時の小区画は、加賀藩の特徴ある農地制度から生じたものであって、「旧加賀藩地割制度」（栃内礼次、明治44年6月）の中で、水田で富山2.22畝、石川2.36畝、山梨2.76畝を最低の県としている。また、加賀藩全期を通じて行われてきた「田地割」の習慣が残っていたとされ、上安原もその例からもれていなかった。田地割とは「一口に地味甲乙でき、百姓特高当り不同となるを以

て、百姓作配地平均に割り直すを田地割りという。この地割は寛永19年（1642年）よりありしと伝う。」

上安原における田区改正の直接の動機は他動的なものであり、当時の石川県知事岩村高俊が内務省で開かれた地方官会議（明治20年1月）に出席し、小書記樋田魯一の「欧米農事視察談」を聞き、そのなかで、樋田氏が強調した、区画改良がわが国の農事改良の根本策であることに、岩村知事は深く感銘し、帰庁後直ちに郡長会議を開いて、その実施を要望したことに始まっている。石川県の農業の中心である石川郡では、郡長安達敬之はこれに答えて直ちに郡内を勧誘したが、だれ一人これに応ずるものがなかった。

そこで、模範を示すため、当時、野々市村にあった郡立模範農場場長渡辺譲三郎に命じ耕地2町5反8畝3歩、筆数122筆に田区改正を試みさせた結果、2反3歩の増歩、80筆の減筆の成果を生み、その費用は33円46銭2厘（人夫269人31円32銭4厘、丈量費2円13銭8厘）であった。

これは、石川県全体で2,330町歩の増歩、地価にして897,300円の増加となり、地租増収22,430円と算定した。ちなみに、当時の石川県の財政は、歳入に対する地租の割合は、明治16年で歳入375,726円に対し、43%に当る162,602円、20年では57%に当る208,135円を占め、21年は51%、22年は41%と、農民の負担によって県財政が成立していた。

また、当時のわが国の社会経済の状況は、松方デフレが終った直後（明治18年）であって、農民にとっては決して投資の時期としては好機ではなかった。明治元年を100とした物価指数は16年が132、21年で151、また、米価は16年が6円45銭、21年で4円91銭であった。

こうした状況の中でも岩村知事は、県財政の増収、農事改良としても積極的に推進することを計画し、実施上の難点である地価の問題を解決するため、大蔵省に「耕地の区画を改正する者に対し実施を検査した上5～7年

* 石川県農林水産部技術管理課（なかがわ たけし）

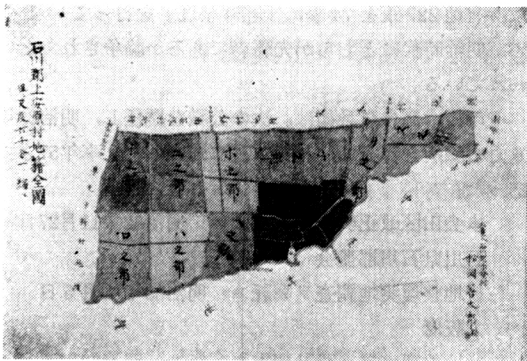


写真-1 田区改正図

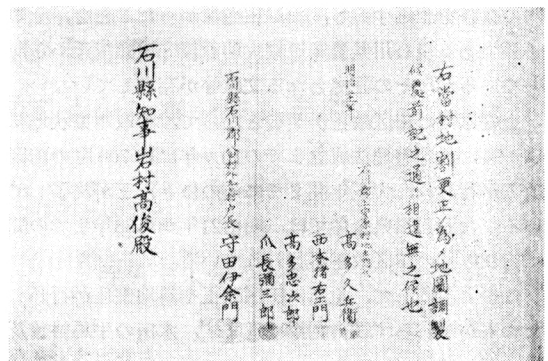


写真-2 定約書

の地価の据置」の認可を申請し、直ちに、「5ヶ年の据置」を認めさせ、さらに、明治21年1月「耕地地区画改正溝渠作道改築出願手続」の石川県令第12号を發布して、県庁内に「田区改正委員」を置いた。田区改正委員の任務は、① 乾田化し二毛作、レンゲ草をつくる。② 水利を便にする。③ 馬耕を目的とする。④ 農道を直線化する。⑤ 増歩地を目的とする、であった。

こうした県の積極的な態度に対応し、石川郡では戸長会議を開き実施の勧誘に当たると同時に、安達郡長は、かねて久兵衛の先見の明のあること、かつ、実践家であることに着目して、田区改正を奨めた。

久兵衛はかねての念願が今こそ達せられると喜び、郡長に対して田区改正を引受け、村内の地主を集めて実行を促したが、依然耳を傾けず、逆に暴挙であると非難され、数回の会合を重ねたが承服されず、ここで意を決した久兵衛は、自ら責任の決をとることを言明して、次の条件で消極的賛成を得ることができた。

- (1) 増歩地は各自の所有反別に応じ分配。
- (2) 事業経費全部は年末決算まで無利息で一時立替、不成功ならば久兵衛の自弁とする。
- (3) 植付期遅延し、収穫減少すれば久兵衛が弁償する。
- (4) 地券の書替は久兵衛が自弁する。

さらに、実施の組織が次のように定められ、明治20年末おしこまつた12月22日に関係地主が調印するに至った。

定約書

- (1) 最初地主一同実施に臨み、道路、水路、溝渠等便否見込相立申候事。
- (2) 木村地主一同をして10名の協議委員を選挙し該委員をして協議取りきの事。
- (3) 協議委員、道路、溝渠等夫々取りきの上、実施田方切附方は地主総代をして取極めのこと。

明治20年12月22日

石川郡上安原村地主高多久兵衛外37名連署

このように田区改正の責任は高多久兵衛に押付け、損害も総て弁償し他の地主は何らの損失の責任を持たなかったのである。そして、石川郡長はこうした事態に対して全面的な援助を行うのである。

しかし、地主は表面的には高多久兵衛とその背後にある官権の圧力に従ったものの、工事の妨害が多く、工事の遅延をはかったり、中傷し、警察の保護を必要とする険悪な事態であった。こうした中でようやく明治21年3月に測量に着手し、6月28日に工事が完成した。

工事の成果は、

旧反別	60町18畝12歩	筆数2,001筆	(田54町91畝21歩、畑2町67畝07歩)	宅地2町63畝23歩
新反別	62町87畝01歩	筆数1,572筆	(田56町80畝00歩、畑2町89畝23歩)	宅地3町17畝00歩
差引	2町68畝19歩			
費用	801円85銭4厘	4厘	(人夫賃774円45銭11,978人、測量費等27円40銭4厘)	
旧反別1反当	1円33銭2厘			

となり、高多久兵衛の約束した減収の弁償について、約1カ月の田植えの遅れは、その後の好天候から減収にならず、弁償は免がれた。この田区改正を援助するため郡立模範農場では、講習生を派遣し、無報酬で牛馬を貸し、田植えを手伝っている。また地券の書替費用は、1枚10銭であり、1,500筆に対し150円を要することになるが、明治22年土地台帳に関する法律の発効を待って、その間、県が所有物を証明することで自弁の必要がなくなった。

なお、上安原の耕地約60町歩の内、高多久兵衛は最高の地主で11町7反、西本は9町2反、瓜長9町であり、この三家一族で50%を所有し、残りは35戸の地主で所有していた。このことが工事を可能にした大きい原因でもあった。ただ、久兵衛が実施に踏切る中に写真-2にもある八田村外九ヶ村戸長守田伊余門との間に、以前安原

川の改修を企画する等関係が相当深かったことを、その子孫である現石川県農業短期大助教授守田頭三氏から聞いているが、その証拠となる文献等が存在していない。

上安原での田区改正が契機となって、手取川扇状地に広がり、耕地整理法成立までの10カ年に約700町の田区改正が行われ、大正年間までにそのほとんどが終了している。なお石川県全体では、明治21年から33年までの間に約990町の田区改正が行われている。

このようにして、急速に田区改正や耕地整理が行われたにもかかわらず役畜利用は進まず、水田の牛馬耕普及率は明治37年(1904年)において、石川県が15.6%と低迷をたどったが、その原因はわかっていない(富山75.0%, 福井28.1%)。

また、区画形状は、30間×8間=8畝, 30間×7間=7畝, または30間×6間=6畝程度で1反区画のものはない。また、この区画の大きな形状の決定方法についても理論的に解明したものはない。

明治33年(1900年)に酒匂常明は、「石川地方に於て7~8畝の流行するは、之より広くするときは地中の排水十分ならずと思ふによれり。……」と述べている。

なお、田区改正は、明治18年に河北郡の表与兵衛が自

家所有地227筆を74筆に「畦畔整理」を行っているため、明治時代にどちらが先駆者であるか論争されたといわれている。

その後、高多久兵衛は、次の公職を歴任し、明治39年6月心臓病を再発し、40年1月に死去した。享年57才であった。

本会田区改正奨励員ヲ依嘱ス 明治32年11月27日
石川県石川郡農会

耕地整理実地調査ヲ嘱託ス 明治33年4月6日
大阪府

耕地整理事業ノ設計調査ヲ嘱託ス 明治33年8月8日
農商務省

耕地整理奨励委員ヲ嘱託ス 明治34年4月17日
石川県農会野村政明

明治23年7月第5回内国勸業博覧会総裁大勲位貞愛王より三等協賛賞を賜る

明治35年1月21日藍綬褒章を下賜

引用文献

- 1) 安原農業協同組合, 安原郷土史, (昭和49年8月)
- 2) 岐阜大学農学部農業工学科, 手取平野の農地整備(その歴史的発展と現況の展開のために), (昭和42年3月)

[1979. 5. 24. 受稿]